

平成30年7月1日

保護者 各位

名護市立稲田小学校
校長 比嘉 知美
(公印省略)

台風時における学校の臨時休業並びに児童の安全確保について

時下、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、これからも台風の接近が予想されます。沖縄本島地方（名護市は本島北部）が暴風圏に入る場合の対応について下記のとおりとしますので、児童の安全確保をよろしく申し上げます。

記

1 始業時より臨時休業を行う場合について

(1) 原則として、暴風（特別）警報が発令された時は「臨時休業」（休校）とします。

- ① 県教育委員会が、マスコミを通して臨時休業を伝えますので、テレビやラジオ等で確認してください。
- ② 本校のホームページならびにメーリングサービスから連絡を致します。
- ③ 授業中に暴風（特別）警報が発令された場合は、下校させますのでお迎えをしてください。

2 暴風警報解除になった場合（小学校）

※暴風警報解除に伴う登校については、テレビやラジオでの放送はありませんので下記の内容を確認して対応してください。

(1) 午前10時までに暴風警報が解除された場合、児童は登校させてください。

- ① 午前7時までに暴風警報が解除になった場合は、給食を実施し午後までの通常どおりの授業です。
- ② 午前7時以降に暴風警報が解除になった場合は、給食センターの準備の都合上給食はありませんので、午後12時30分ごろの下校となります。

(2) 午前10時過ぎから正午（午後12時）までに暴風警報が解除された場合、各家庭で昼食をとり、午後1時をめぐりに登校させてください。下校は通常どおりです。

(3) 正午（午後12時）以降に暴風警報が解除された場合、臨時休業となりますので登校させないでください。